

「新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策」

●問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115

申請期限 1月15日(金)

- 家賃支援給付金(国)
 - ・対象者 次の①②③全てを満たす事業者
 - ①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
 - ②5月～12月の売上が1カ月で前年同月比50%以上または、連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少している
 - ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い
 - ・給付額 法人:上限600万円 個人事業者:上限300万円
- 持続化給付金(国)
 - ・対象者 売上が前年同月比50%以上減少している事業者
 - ※2019年に創業した人や売上が一定期間に偏在している人などには特例があります。
 - ・給付額 中堅・中小企業、小規模事業者:上限200万円
フリーランス含む個人事業者:上限100万円
- 熊本県事業継続支援金(県)
 - ・対象者 国の持続化給付金の対象とならない事業者で、売上が前年同月比30%以上50%未満減少している事業者
 - ・給付額 法人:上限20万円 個人:上限10万円

申請期限 1月29日(金)

- 新型コロナウイルス感染症対策家賃支援給付金(町)
 - ・対象者 国の家賃支援給付金の支給を受けた事業者で、次の①～③の要件を全て満たす事業者
 - ①町内に事業所を有する個人事業主または、町内に事業所を有し、本店所在地が県内である人で、テナント料を支払っている人
 - ②申請日時点で3カ月以上町内で継続して事業を営む人
 - ③暴力団員でない人
 - ・給付額 個人事業主・法人ともに1事業所につき最大20万円

申請期限 2月10日(水) ※購入完了は1月31日(日)まで

- 飲食店等衛生管理設備等導入補助金(町)
 - ・対象者 町内で飲食店や小売店を営む個人または法人
 - ・給付額 1店舗上限10万円

申請期限 2月26日(金)

- 新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援金(町)
 - ・対象者 県事業継続支援金の交付決定を受け、次のいずれかに該当する人
 - ①町内に本社が存在する法人
 - ②町内に住所が事業所を有する個人事業者
 - ③町内に住所を有する農業者
 - ・給付額 個人事業主・法人ともに1事業所につき10万円

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の中で妊娠・出産した人に対して

「出産育児特別給付金」を給付します

心理的、経済的な負担を軽減し、安心して出産や育児を行えるよう生活を支援します。



●対象者

- 給付金申請日に町の住民基本台帳に登録されている人で、次のどちらかに該当する人
 - ・令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に妊娠していた期間があり、令和3年3月31日までに町に妊娠届出書を提出している人で、出産していない人
 - ・令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、町の住民基本台帳に登録されている子どもの父または母
- ※国の特別定額給付金または、他自治体の類似給付金の給付対象となった胎児・子どもは、給付の対象となりません。

●給付額

胎児・子ども1人当たり10万円

●申請期限

- 令和3年3月31日(水) 当日消印有効
- ※期限を過ぎての申請は受け付けませんので、早めの申請をお願いします。

●申請方法

- ①「令和2年12月28日までに妊娠届出書を提出した人」または、「令和3年1月3日までに出生届出書を提出した人」⇒1月中に申請書を郵送しますので、同封の返信用封筒で申請書及び必要書類を郵送してください。
- ②令和3年1月4日以降に妊娠届出書を提出する人⇒提出時に申請書をお渡しします。郵送での申請もできますが、申請時に下記必要書類を持参されている場合は、窓口で申請を受け付けます。

●必要書類

- ・必要事項を記入した申請書
- ・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)の写し
- ・振込先口座の分かる書類の写し

●申し込み・問い合わせ

役場健康保険課 母子保健係
(町子育て・健診センター内)
☎096(294)1075
メール kenkou@town.ozu.kumamoto.jp

皆さんの意見をお待ちしています



町の計画を決めるために、住民の皆さんからの意見を募集するパブリック・コメントを実施します。パブリック・コメントとは、町の基本的な政策や制度を定める計画、条例などを決める際に、広く住民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられた意見を取り入れることができるか検討するとともに、意見に対する町の考えを公表する一連の手続きです。※いただいた意見は、取りまとめの上、町の考え方と併せて公表しますが個別に回答はしませんのであらかじめご了承ください。※住所、氏名、電話番号などの連絡先は公表しません。また、記入いただいた個人情報は、パブリックコメント以外の目的では使用しません。

第6期大津町障がい福祉計画・第2期大津町障がい児福祉計画(素案)

●問い合わせ 役場福祉課 障害福祉係 ☎096(293)3510

障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援等」の各種サービスを計画的に確保することを目的に令和3年度から令和5年度までを計画期間として第6期大津町障がい福祉計画・第2期大津町障がい児福祉計画を策定します。この計画の策定にあたり、次のとおりパブリック・コメント(意見公募)を実施します。

●募集期間

1月5日(火)～2月5日(金)

●閲覧場所

- ・役場福祉課
- ・町地域包括支援センター
- ・町社会福祉協議会(町老人福祉センター内)
- ・町ホームページ
(<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji00310366/index.html>)



●提出資格

町内在住・在勤の人

●意見の提出先・提出方法

- 福祉課障害福祉係、町地域包括支援センター、町ホームページにある指定用紙を持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出してください。
- 郵送・持参 〒869-1292 大津町大津1233番地 大津町役場 福祉課
- FAX 096(293)0474
- 電子メール fukushi@town.ozu.kumamoto.jp

第8期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)

●問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511

「高齢者が生きがいを持って、健康で安心して暮らすことができるまち」を作ることを目指して、大津町が実施する高齢者福祉事業や介護保険サービスなどを計画的に実施することを目的に、令和3年度から令和5年度までを計画期間として、第8期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。この計画の策定にあたり、次のとおりパブリック・コメント(意見公募)を実施します。

●募集期間

1月5日(火)～2月5日(金)

●閲覧場所

- ・役場介護保険課
- ・町地域包括支援センター
- ・町社会福祉協議会(町老人福祉センター内)
- ・町ホームページ
(<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji00310266/index.html>)



●提出資格

町内在住・在勤の人
大津町の介護保険被保険者

●意見の提出先・提出方法

- 介護保険課介護保険係、町地域包括支援センター、町ホームページにある指定用紙を持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出してください。
- 郵送・持参 〒869-1292 大津町大津1233番地 大津町役場 介護保険課
- FAX 096(293)0474
- 電子メール kaigohoken@town.ozu.kumamoto.jp